

平成17年田村市議会3月定例会会議録

(第3号)

会議月日 平成17年3月17日(木曜日)

出席議員(66名)

議長 三瓶 利野

1番 七海 博 議員	2番 木村 高雄 議員
3番 箭内 幸一 議員	4番 佐藤 貴夫 議員
5番 渡邊 勝 議員	6番 吉田 一郎 議員
7番 佐藤 喬 議員	8番 佐藤 義博 議員
9番 佐藤 忠 議員	10番 先崎 温容 議員
11番 永山 弘 議員	12番 吉田 紳太郎 議員
13番 遠藤 文雄 議員	14番 石井 市郎 議員
15番 新田 耕司 議員	16番 本田 芳一 議員
17番 秋元 正登 議員	18番 根本 浩 議員
19番 橋本 紀一 議員	20番 遠藤 庄二 議員
21番 新田 秋次 議員	22番 石井 俊一 議員
23番 橋本 善正 議員	24番 松本 道男 議員
25番 吉田 文夫 議員	26番 渡辺 勇三 議員
27番 小林 清八 議員	28番 村上 好治 議員
29番 猪瀬 明 議員	30番 宗像 清二 議員
31番 渡辺 ミヨ子 議員	32番 松本 敏郎 議員
33番 小林 寅賢 議員	34番 松本 熊吉 議員
35番 宗像 宗吉 議員	36番 本田 仁一 議員
37番 浦山 行男 議員	38番 白岩 行 議員
39番 横井 孝嗣 議員	40番 白岩 吉治 議員
41番 石井 喜壽 議員	43番 吉田 忠 議員
44番 白石 治平 議員	46番 早川 栄二 議員

47番	吉田正直	議員	48番	箭内仁一	議員
49番	村越崇行	議員	50番	長谷川元行	議員
51番	橋本文雄	議員	52番	石井忠治	議員
53番	安藤勝	議員	54番	半谷理孝	議員
55番	吉田豊	議員	57番	照山成信	議員
58番	佐藤孝義	議員	59番	松本哲雄	議員
60番	大和田一夫	議員	61番	渡邊文太郎	議員
63番	佐藤弥太郎	議員	64番	面川俊和	議員
65番	松崎功	議員	66番	宗像公一	議員
67番	柳沼博	議員	68番	橋本吉△村	議員
69番	菅野善一	議員			

欠席議員（4名）

42番	本田正一	議員	45番	渡邊鐵藏	議員
56番	佐久間金洋	議員	62番	安藤嘉一	議員

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	博多祐輔	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長兼 福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	生活福祉部 福祉課長	本田正

産業建設部 産業課長	加藤久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部 下水道課長	渡辺行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗像トク子
教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長	宗像泰司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉田博
教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越則夫	選挙管理委員長	鈴木季一
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	農業委員会 事務局長	塚原正
農業委員会 事務局総務課長	根本徳位	水道事業所長	助川俊光

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	主任主査	石井孝行
主任主査	斎藤忠一	主査	渡辺誠
主事	大越貴子		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

議長(三瓶利野) 皆さん、おはようございます。

報告いたします。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、42番本田正一君、45番渡邊鐵藏君、56番佐久間金洋君、62番安藤嘉一君であります。

農業委員会会長は所用により欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は66名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第3号）のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告の順序により、52番石井忠治君の発言を許します。石井忠治君。

（52番 石井忠治議員 登壇）

52番（石井忠治） ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておりました2点について質問をいたします。

まず最初に、市立小中学校の危機管理でございます。2項目ほどございますので、質問の後にあわせてご答弁をいただきたいと思っております。

教育の根源をなす学校教育は、安心、安全な環境が整備されて初めてその機能を発揮できるものと考えております。その教育の現場には常識では到底考えも及ばない悲惨な事件が発生し児童生徒や教師の尊い命が奪われるなど、危機迫る思いとともに早急なる対策の必要性を感じております。そこで、田村市の小中学校における危機管理について伺います。池田小学校の悲惨な事件直後に旧町村教育委員会と各学校が協議、検討を重ねて作成した危機管理マニュアルは十分に周知徹底され、機能しているのか、伺います。

また、郡内5町村が合併し、管内25小学校、8中学校の危機管理について現存する危機管理マニュアルは就学児童生徒を迎える入学式前に再考の必要性はないのか。あわせて伺います。

2点目でございますが、次に近代機器を駆使した防犯対策の計画についてでございます。不審者の早期認知は犯罪防止の観点から極めて大切な事項でございます。学校の管理者である校長を初めとする教職員が教鞭をとりながら不審者のチェックをするのは物理的には限界があると思われれます。そこで、防犯カメラまたは赤外線センサー等の近代機器の整備による効率的な防犯対策の計画はないのか、伺います。

また、県内では既に新年度予算に幼稚園及び小中学校に防犯カメラの設置経費を計上した自治体があるとも聞いております。その内容についても承知しておればお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

教育長（大橋重信） おはようございます。

52番石井議員のご質問にお答えします。

教育委員会を中心とした部局内で協議検討したマニュアルの徹底についてのご質問であります。44番白石治平議員の「学校の防犯体制は」の中で申し上げましたとおり、学校マニュアルによる防犯体制の整備等の対策を実施し安全確保に努めてまいります。マニュアルの徹底や再考につきましては、再度学校に徹底を図り、再検討の必要があれば改善し、よりよいマニュアルをつくりたいというふうに考えております。

第2点目の近代機器を駆使した防犯対策の計画はあるのかのご質問にお答えします。

まずは、学校の防犯のための施設整備が優先と考えております。市当局と協議して安全な学校づくりを積極的に推進し整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 入学式を間近に控えまして大きな期待に胸膨らませる児童や保護者にとって我が子の安全は一大関心事でございます。犯罪及び事件は決して待ってはくれません。地域に存在する小学校及び中学校は地域のシンボルとして、また地域交流の場としても役割を担っております。部外者の完全遮断を力説する余り、地域と学校に見えない垣根をつくってしまうことのないよう配慮しながら学校敷地内の安全管理を図らなければならないと考えております。開放か、閉鎖か、この表裏一体のテーマに真剣に取り組んでいただきたいと思っております。すべてに優先し児童生徒の安全確保に万全の方策を講じる新生田村市の教育行政を確信し、先駆的教育行政が研さんされることを期待し、最初の質問を終わらせていただきます。

続いて、2点目の児童福祉法の改正に伴う「児童虐待防止ネットワーク」の設置についての質問をいたします。

既にご承知とは思いますが、児童福祉法の一部が改正され、この4月から施行されることになっております。その背景には家庭内における幼児や児童等の虐待が高じ、本来先んじて養護すべき親の手によって未来ある幼い命が絶たれる事件が増加し、その防止対策が早急に求められていることがあります。本県の児童虐待についての相談件数は、ここ数年200件程度の高どまりの推移がありますが、本年度は11月現在で既に153件となり、過去最高の件数と予想されております。県は新年度から福祉専門職4名を新たに配置し、児童相談所と保健事務所を通じ、市町村職員に対し専門的な指導を行う体制を整え、「児童虐待防止ネットワーク」づくりを推進することとしております。県下の虐待防止ネットワーク

の設置状況は2月5日現在ではございますが、6市3町2村の11自治体にとどまっております。それらの数字を少ないと見るか、積極性と見るかについては判断が分かれるところでございます。しかし、このたびの合併によって11番目の誕生となった新市田村市として未設置の市町村に抜きんで児童虐待防止ネットワークの設置計画があるのか、お伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、児童虐待防止ネットワークを設置する具体的計画のご質問にお答え申し上げます。

家庭内での児童への虐待は後を絶たず、次代を担う尊い生命を失うという不幸な事件が依然として発生しており、児童を取り巻く環境は大変ゆゆしき状態にあると認識しております。児童等の虐待の対応につきましては、平成17年4月1日施行の児童福祉法改正において、地方公共団体に児童虐待防止ネットワーク、すなわち要保護児童対策地域協議会を設置することができるようになりましたので、その設置運営指針が過日、2月25日、示されたところであります。児童虐待防止ネットワークを含めた要保護児童対策協議会の設置につきましてはその内容等がいまだ不明確な部分もありますので、これから学校、幼稚園等々、関係機関との協議を重ねながら、県の指導等を得ながら今後十分調査研究してまいりたいと、こう考えております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君の再質問を許します。

52番（石井忠治） ただいま検討して対応したいというような回答でございました。期待をいたしております。これは背景には核家族化の進行によって子育てに悩む若い母親が虐待に走ってしまうというようなケースが多く見られるようです。また家庭内のことだけに情報収集が難しいというような背景もございます。市当局、それから民生児童委員、警察、さらには保護司、各学校等の先生やそれぞれの立場の皆様が情報を常に共有することによって早期の的確な対応ができるのかなというふうに考えております。何とぞ、これらの虐待防止ネットワークの創設については新生田村市の目玉というふうに考えていただきましてぜひ早期の設置について強くご期待を申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて52番石井忠治君の質問を終結します。

次の質問者、54番半谷理孝君の発言を許します。半谷理孝君。

（54番 半谷理孝議員 登壇）

54番（半谷理孝） 54番半谷理孝でございます。

通告による一般質問を行います。

田村市が民主的に誕生したことにつきまして、合併協議会、そして市民の皆さんに敬意を捧げるものであります。旧5町村の住民が等しく市民としての自信と誇りを共有できるよう公平、平等な行政運営が担保保障されるよう求め、質問に入らせていただきます。

簡潔に質問させていただきますので、簡潔な答弁をお願い申し上げます。

まず、議員報酬についてお尋ねをいたします。

合併協議会が定めた議員報酬が一律でなかった点について、3点伺います。1として、船引町議員と都路町議員の報酬の差額、2、そこに至った経過の説明、3、議員に係る総人件費の平均値が相当と思われる点。以上でございます。

関連しておりますのでまとめてお答えを願います。

議長（三瓶利野） 当局の説明を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 54番半谷議員さんのご質問にお答えします。

まず、第1点目であります。旧船引町議員と旧都路村議員の差額についてのご質問にお答えしますが、船引町が月額26万6,000円、都路村が月額20万5,000円でありまして、その差額は6万1,000円であります。

次に、第2点目の経過説明の問題であります。平成16年7月2日開催の第14回田村地方5町村合併協議会において田村地方5町村合併協議会新市特別報酬等審議会設置規定を定め、審議会設置を決定いたしました。平成16年7月16日に審議会を開催いたしまして、特別職の報酬等について諮問いたし、答申をいただいた経過がございます。その審議の過程につきましては、審議会設置規定の第8条で審議会委員に守秘義務を課しており、職を解いた後も同様の取り扱いとしております。これは審議会の性格上、審議会での委員の発言内容等を含めて会議内容を公表することは率直な意見交換を損なうおそれがあるためであり、審議会の議事録につきましても非公開の取り扱いとさせていただいたところであり、その審議会の審議の中で在任特例を組む期間中についてはそれぞれの旧町村の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定を適用することとなったものであります。

第3点目のご質問であります。そこに至った経過の中でご説明申し上げましたように、新市特別職報酬等審議会に第4回田村地方5町村合併協議会の特別職の身分の取り扱いの中の市議会議員の報酬の額については同規模の自治体の例をもとに調整する。ただ

し、在任特例の適用を受ける場合は特例期間は現行報酬をもとに調整すると確認されておりますことを大前提として白紙諮問をいたしたものであります。その結果、在任特例期間につきましては議長が34万 7,000円、副議長28万 8,000円、議員の報酬につきましては合併前のそれぞれの町村の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の例によるとの答申がありましたので、平均値が相当でないかとおたがひでございますが、審議会の答申を最大限に尊重しなければならないこととありますので、ご承知のように3月8日、第1回臨時会第2日において、3月1日の専決処分の承認をいただいたものでございます。

議長（三瓶利野） 半谷理孝君

54番（半谷理孝） 田村市議会議員として全く同じ議員活動をし、同じく議員としての身分、資格、権利が与えられ、そして義務を負わなければならない立場、70人の議員すべてが平等であるべきだと考えるところでございます。ご説明の趣旨について理解はさせていただきますが、今後さらに検討が必要かと思われましますので、要望を申し上げます。

次に移ります。

田村市のPRについて、2点お尋ねをいたします。

田村市は産声を上げたばかりであり、当然全国に向けPRする必要があると思われまします。田村及びあぶくまのブランドが高めるために、次についてご認識を問うものであります。

1、全国屈指の観光資源であるあぶくま洞には毎年40万人のお客が訪れております。田村市をPRし地場産品を育てる核として期待するとともに、多様化するお客のニーズに対応するため、環境の充実を図りさらなる誘客を図るべきではないか。

2点目、森林組合では田村材、JAでは生鮮野菜、地元産米を使った地酒、地元産果樹を使ったジュース等の開発、生産により、田村ブランドの全国PRを行っております。行政との連携を深めるべきではないか。

この2点についてまとめてお答えをいただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） あぶくま洞の環境の充実と誘客を図るべきではないかのご質問にお答えをいたします。

田村市は豊かな自然環境に恵まれ、歴史と伝統にはぐくまれた人情味あふれる田園都市である一方、昭和48年のオープン以来、1,900万人の入場者を超えるあぶくま洞など貴重な観光資源を有しております。県が今月公表した平成15年度の観光客入れ込み状況によれば、あぶくま洞は58万 8,000人、仙台平12万 8,000人、カブトムシ自然王国7万 6,000人とな

っており五十人山、高柴山等を含め、市全体では86万 6,000人であります。県内第5位の面積を有し、あぶくま高原の豊かな自然環境を生かした本市の観光行政の推進に当たりましてはそれぞれの地域が有する観光資源の発掘や有効活用についてこれまでの独自の取り組みを尊重しつつ、これらを一体的に結びつけ観光の総合的なネットワークを図ることにより一層の活性化を図りながら誘客に努めることが重要であると認識しております。

そのためには全国に向けた情報発信はもとより、新市としてはまず各観光拠点を効率的に周遊する道路網や案内標識などの整備を図り良質な環境づくりを実現するとともに、各地域の特性を生かした地場産品についても田村ブランドとしての販路拡大など、その普及を積極的に展開する必要があると考えております。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 田村ブランドPRと行政との連携についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市内には田村森林組合、田村東部森林組合及び都路村森林組合によりそれぞれ特徴のある経営方針により健全な経営を目指し努力がなされてございます。その一部として国、県の指導をいただきながら、それぞれの組合に対し、職員から加工機械購入に至るさまざまなかわりを持ってまいりました。田村材として消費者の皆様へ認知を受けるためには木材の安定化と材質の良否、製材機械の改善及び製材業者、製材作業等に従事する職員の教育等が肝要な事項かと思われまいます。販路を拡大することにつきましては、幼児児童を含めて林業構造改善事業などを利用し、木材に親しむ木工教室の開催等を積極的に推進するとともに、多様化する消費者の要望にあった製品化と、3森林組合との十分な協議を行い販路の拡大に積極的に取り組んでまいります。

J A たむらにおける生鮮野菜、缶ジュース及び地元で生産されたチヨニシキを原料とした純米酒製造にJ A たむらが参画していたことについては承知してございます。生鮮野菜等、平成16年度の販売額は13億 5,000万円余りとなっております。主要産品であるピーマン、トマト生産者全員がエコファーマーの認定を受け、化学肥料や化学農薬削減に努めた結果の販売額と推察をいたしておるところでございます。さらには現在まで取り組んでまいりました船引町におけるエゴマ油、滝根町におけるヤーコンの加工品と機能性農産物の生産拡大に向けて関係機関団体の指導を受けておりましたが、健康面で有効とされる産品の販路拡大にも積極的に参画してまいりたいと考えております。上記産品はいずれも重要な作目であり、たばこ、和牛子牛と既存の産品を含めまして企画調整部観光交流課との綿

密な連携を図りながら、国、県、関係団体と協議をしつつ、田村ブランドのPRに努めてまいりたいと思います。

議長（三瓶利野） 半谷理孝君。

54番（半谷理孝） 船引町には船引町出身の東京会というものがあまして、過日その総会に出席をさせていただいてきました。そこで、皆様に伺ってきた話でございますけれども、意外に福島県を知らない皆さんが多いなというふうな話をお聞かせをいただきました。田村市は発足したばかりでございます。新生田村を育て、1人でも多くの若者がこの地方に住めるように官民一体となった戦略に期待をさせていただくものでございます。

次に移ります。

住民の素朴な疑問について3点お尋ねをいたします。簡潔に質問を申し上げますので、簡潔なご答弁をお願い申し上げます。

1、公共工事の発注でございますが、建設業組合に対して行われるのか、個々の業者に対して行われるのか。

2点目、道路工事における現場事務所が工事終了後も置かれております。延長の際、次の落札が保障されているのかどうか。

3点目、旧村長及び議長専用車の行方について。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 公共工事の発注は建設業組合に対してなのか、個々の業者なのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

国は平成13年4月1日から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を施行いたしました。田村市においては公共工事発注に対する市民の信頼の確保と、建設業の健全な発達を図ることを目的に、市の入札及び契約に係る情報の公表または施工体制の適正化並びに不正行為に対する措置などに関し要綱を定めてございます。市はこの法律、要綱に従い、発注者に義務づけられている事項で当該年度の250万円以上のすべての工事の発注見通し、または工事の入札及び契約の過程を公表してございます。おただしの建設業組合に対してなのか、個々の業者なのかにつきましては、建設業組合は組合員相互の親睦を図るために組織されたものであり、公共工事の発注とは一切関係なく、発注はあくまでも個々の業者に対して発注をいたします。

次に、現場事務所が工事終了後も置かれている。次の落札が保障されているのかについ

てのお答えをいたします。

現場事務所の設置につきましては、県の工事標準積算基準の共通仮設費に工事の規模に応じた現場事務所の設置、撤去、維持修繕に要する費用として工事設計額に計上してあります。このため、請負業者は工事受注後、速やかに現場事務所を設置し、工事の施工管理事務や、作業員の詰め所及び材料の保管場所として使用し、工事完了検査までに撤去することになっております。今後は市発注の工事について完了後も現場事務所を設置しておくことのないよう厳しく指導してまいります。

なお、次の落札が保障されているのかにつきましては、各種の工事はその都度厳正な入札執行を行い落札者を決定し、工事請負契約を締結しておりますので、工事の落札が保障されることはございません。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 私からは旧町村長及び議長専用車の行方についてのご質問にお答えをいたします。

合併前の5町村にはそれぞれの町村長及び議長の公用車が配置されており、さらに船引町におきましては助役公用車を有しておりました。これら特別職公用車の合併後の利用といたしましては、船引町議長公用車を市長公用車に、常葉町議会議長公用車を市議会議長公用車として使用いたしております。さらに船引町の助役公用車につきましては市の助役、収入役等の公用車として使用してまいります。このほかの公用車につきましては耐用年数等を考慮いたし、売り払い、廃車などの処分を行ってまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 半谷理孝君。

54番（半谷理孝） 公共工事につきましては談合や丸投げ、資格偽装、癒着などテレビや新聞で報道されるケースが多く、地方にあっても住民の関心は高いものがあります。指定業者だけが、特定の業者だけがいい思いをしているのではないかと、そういう素朴な疑問が生じないように、田村市が発足したわけですので、指名や入札等の仕組みについて配慮を求めておきます。

また、公用車の件でございますが、必要のない車両が処分される場合、その相手が特定の業者に限定されるのかどうか。また市民に対してオークション等の対応が考えられないか。この点、お尋ねをして質問を終わりたいと思います。お願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、市の特別職の公用車につきましては、引き続き使用する以外の公用車につきましては平成4年から平成10年にかけて購入されたものでございます。これらの処分につきましては、ただいまのご質問の趣旨は理解できますので、今後処分の方法、手続等について十分検討いたして対処してまいりたいというふうに考えております。（「ありがとうございました。終わります」の声あり）

議長（三瓶利野） これにて54番半谷理孝君の質問を終結します。

次の質問者、40番白岩吉治君の発言を許します。白岩吉治君。

（40番 白岩吉治議員 登壇）

40番（白岩吉治） ただいま議長のお許しをいただきましたので、40番白岩吉治であります。さきの通告により質問をさせていただきます。

まず、所信の一端を述べさせていただきます。

新田村市が誕生いたしました。ここまでに至る経過につきましては、博多会長を頂点とした合併協議会のプロジェクトチームが慎重審議、論議を交わした結果、3月1日のよき日を迎えられたものと思っております。「人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市」の街づくりを目指し、市民が安全、安心で豊かな生活が約束されますよう、その目的達成のため執行当局の最大の努力を願うものであります。私も市民の代弁者として信義を重んじ、夢を追いかけながら頑張っている所存であります。また、博多市長職務執行者には新市長誕生まで粉骨砕身努力されますよう希望いたします。

教育行政につきまして6項目ほど質問をさせていただきます。

1点目に入らせていただきますが、2学期制の問題についてご質問をいたします。3月1日歴史の重みと新しい希望を胸にそれぞれの中学校で田村市としての第1回卒業式が行われました。4月からは市内小学校25校、中学校8校が第1回の入学生を迎えて新学期が始まりますが、平成16年度から始まった滝根町、大越町の学校2学期制は2年目を迎え、今年度は船引の一部が2学期制の導入が図られるとのこととあります。常葉町、都路町、船引町の一部は現行の体制で進むわけですが、なれ親しんだ3学期制からなぜ2学期制にしなければならなかったのか。2学期制の先進地は仙台市であり、県内では三春町がいち早く導入したそうなのですが、郡山市内の学校でさえも実施しているのは1校だけなそうなのですが、そんなに急ぐ必要があったのかをまずお聞きをしたいと思います。当然長所、短所、その違いがあると思われそうですが、その教育効果はどうか。同じ田村市の中で均等ある教育ができるのか。また将来は教育委員会通達により全部の学校で一元化

を図るのか。その方法は地域管理者の構想に任せられるのか。このことについて第1点として伺いをいたします。

2点目ではありますが、常葉町は中野区と姉妹都市を結んでおることをご承知かと思えます。ここでは、教育委員は区民参加の区民推薦制度をとっております。そして開かれた教育委員会を目指して、広報活動、移動の教育委員会の開催などを行い、傍聴された方に発言をいただく時間をも設けておるという活発な事業を行っております。田村市においても秘密会は別にいたしましても、開かれた教育委員会を目指すべきであろうと私は考えております。教育委員会担当部局の生涯学習の事業は広報啓蒙は今までもまったく同様、もちろんでありますが、委員会の会議のあり方でございますが、今までは何か暗やみに包まれた、ベールに包まれた地域にわかりづらいような委員会の会議ではなかったかなと、こんなふうに思っているわけでございまして、地域の方々に関心を持って傍聴者にも来ていただけるような告示行為、そして情報公開の広報をすべきと思えますし、委員会開催場所を担当行政局だけでなく、行政局を移動開催して地域の方々の意見を伺う方法もすべきじゃないかなと、こんな私なりの提案をいたすものでございますが、いかがなものか、伺いをいたします。

次に、3点目ではありますが、それぞれの学校には学校区域があるはずですが、しかし、近年親の勤務の関係により、現住所の学区から違う学校に通う子供がいる。これは教育委員会が許可したものと思うが、こういったことが緩和され許されるとするならば、将来、その学校の存亡にもかかわるわけではありますが、将来において垣根を越えた学校選択制の導入などがあるのかどうか。それぞれの学校は地域の殿堂であり、シンボルであります。地域と十分な話し合いをしながら慎重に進めなければならない問題だと、こんなふうに考えております。学校の再編成も大分論議されることにもなりかねない問題であるわけでございまして、その辺も教育委員会の考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、第4点目であります。奨学資金支給事業の件であります。現在、いろいろな事情の中で、向学心に燃える学生がその恩恵を受けております。市内においても現在高校生12名、専修生4名、大学生30名が奨学生として勉学に励んでおるとございまして、協議会のすり合わせの中においては、現在貸与している奨学金は引き続き合併後は事業内容を統一して実施するものがあるが、将来的な内容をお伺いをいたします。

実は私もこの選考委員に携わったことがありますが、将来的に地元、ふるさとに恩返しを乞い願うという暗黙の意味もあるわけでございまして、合併した現在、約人口4万5,000

人、2020年には人口3万8,200名と人口増を望むどころか、約7,000人近く新市建設計画で予想をされておりまして、こういった奨学生が政治経済面で田村市発展のために活躍願えることになれば事業の内容も充実すべき点が多々あるかと思うわけでございますが、この辺についても教育委員会の考えをお伺いをいたします。

5点目についてお伺いをいたします。中学生生徒海外派遣事業であります。今まで実施された対象は中学2年生であります。目的は多少違っても国際的感覚を身をもって体験させ、外国語の流暢な話はできなくても、心で通じ合える関係を持たせる、こういった崇高な目的があると思うわけであります。21世紀を活躍しなければならない子供たち、市内には中学2年生538名が在学するわけでございますが、父兄の負担は多少かかったにせよ、選抜の方法でなく、広く浅く平等の原則で国際視野を広めるために実施をすべきと思うわけでございますが、新市計画事業内容を調整し合併後2年を目処に実施するとあるが、その方向性につきましてお伺いをいたします。

次に6点目であります。通学時登校下校の安全対策であります。我が市内においても児童生徒に対し声かけ事件、車に連れ込まれそうになった事件、また他県においてはカッターで切りつけられたり、学校に無断侵入して事件を起こすなど、事件が巧妙、凶悪化しております。交通事故対策、低学年の下校時、中学生の部活動の下校時等の指導等、三春警察署、小野警察署のはざまにある田村市として安全面を最も重視し、事件が起きてからの対策ではなく、予防の対策方法につきましてお伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

教育長（大橋重信） 40番白岩議員の6項目のご質問にお答えいたします。

市立小中学校において2学期制、3学期制があるが、利点、欠点、そして均衡ある教育ができるのか。将来の構想はのご質問にお答えいたします。

各学校は確かな学力や豊かな心など、生きる力をはぐくむ教育が求められております。そのため、各学校において特色ある学校づくりを進めております。2学期制はそのような取り組みの幅を拡大するものであり、しかしながら、2学期制の導入はこれまでの3学期制を否定するものではありません。どちらもそれぞれに長所や短所をあわせ持っております。仙台市や神奈川県、先進地域の事例を見ても、また滝根町、大越町、船引町の取り組みからも生きる力の育成が求められ、週5日制による授業日数が少なくなった今日、2学期制は多くの可能性を持った制度であると考えております。なお、全国的にも2学期制を導入する自治体が増加しております。田村市教育委員会としましても2学期制の推進を基

本に考えておりますが、各町村におけるこれまでの取り組みを最大限に尊重しながら各学校においてはどちらの学期制をとることも可能なような規制の整備を図っているところでもあります。

次に、新市誕生として新しい試みとして開かれた教育委員会を目指すための広報活動や地域での教育委員会の開催についてのご質問にお答えいたします。

開かれた教育委員会の実現を目指して、さまざまな取り組みをしていく必要があると思っておりますので、広報の方法、委員会の開催の方法も含めて今後検討してまいります。

続きまして、将来において垣根を越えた学校選択制の導入などはあるのかのご質問にお答えいたします。

田村市教育委員会ではあらかじめ学校ごとの区域を定め、住所地に応じて就学すべき学校を特定し、教育委員会が就学すべき小中学校を指定する通学区域制度をとっておりますので、学校選択制の導入は考えておりません。しかしながら、さまざまな理由により指定校以外の学校に就学させることを希望する保護者もおりますので、平成9年1月27日の文部省初等中等教育局長通知を受け、申請があれば必要を精査させていただいて、学校指定の変更などを保護者の意向を配慮した弾力的な運用を図ってまいる考えであります。

続きまして、奨学資金支給事業は事業内容を統一し、実施するものとするとしていますが、将来的内容のご質問にお答えいたします。

奨学資金貸付事業につきましては、合併準備班では各町村の内容を検討し一元化した内容で今年度から実施いたします。内容につきましては、高等学校で自宅通学が月額1万5,000円以内、自宅外通学が月額3万円以内、専修学校、各種学校、高等専門学校、短期大学で自宅通学が月額2万円以内、自宅外通学が月4万円以内または一時金で30万円以内、大学で自宅通学は月額3万円以内、自宅外通学が月額5万円以内、または一時金で60万円以内の貸し付けを予定しております。また、各町村で現在貸し付けを受けている方は各町村の貸し付けをそのまま継続することになっております。

続きまして、中学生海外派遣事業は事業内容を精査し、合併後2年目を目途に実施するところだが、その方向はの質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、市町村においてそれぞれの内容、方法によって実施してまいりました。滝根町では、事業の目的を海外での生活体験、交流を通じて国際的な人材の育成とし、研修先がアメリカ、中国、対象者が中学2年生とし、費用の3分の2を町が補助してまいりました。大越町では、事業の目的を異文化の体験、語学研修を通じて国際感覚を備え

た人材育成とし、研修先がカナダで、対象者を中学2年から高校2年までとし、費用の3分の2を町が補助しておりました。常葉町では、事業の目的を語学の向上、国際社会に対応できる人材の育成とし、研修先がアメリカで、対象者を中学2年生とし、費用のうち10万円を保護者が負担して実施しておりました。船引町では、事業の目的を姉妹都市交流派遣事業で、異文化と国際理解を深め、国際性豊かな人材育成とし、研修先がアメリカの姉妹都市で、対象者を中学2年、3年生とし、費用のうち3分の2を町が補助しておりました。このように、町村によって事業にそれぞれの違いがあったため、1年かけてその内容、方法等について検討し、次年度に実施の方向で検討していきたいと考えております。

次に、通学時の登校下校の安全対策についてのご質問にお答えします。

安全対策につきましては、通学路の交通、防犯両面の交通安全対策を点検し、さらに通学路の安全マップ等の作成を検討し、各行政局の防災行政無線を活用するなど、児童生徒の安全対策に万全を期したいと思っております。また、低学年の下校や部活動の下校につきましては、現在は集団での下校や保護者が送迎するなどの対応をしております。さらに小野警察署管内の滝根町、大越町では防犯協会から呼び子の配布をいただき、常葉町においては町独自で呼び子の配布を行っておりますが、今後全市で配布を検討し、安全対策を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（三瓶利野） 白岩吉治君。

40番（白岩吉治） 今教育長からるる答弁があったわけですが、2学期制につきましては、昨年からはまったばかりでございますが、その成果はなかなか上がりづらいのかなと、こんなふうに私なりに考えておるところでございますが、反省点といいますか、総括的な意味での懇談会というか、PTAを交えての懇談会の席上においても、2学期制といっても区切りがはっきりしないような気がする。あるいは3学期制との相違点がわからない。またなれてもないし、子供たちも変わりつつあるのかなのか、学年によっても今までどおりではないかというような気がするというような話も聞かれておるようでございますし、メリット、デメリットの差が余りないようであるという気がするし、メリ張りがないと。いわゆる夏休みが1学期の中に入るために、メリ張りがないというような話はお伺いしております。そしてまた、1学期と2学期との区切り、これは10月の連休のときに、昔でいえば、通信せんが渡るわけございまして、その辺の反省点は三日ぐらい反省して、またすぐ2学期があるというのなかなかおぼつかないような感じもするわけ

でございますが、こういった一つの教育方針もこれから進められるのかなと、地域性も考慮しながら進めてまいるというような教育長のご答弁でございまして、総合学習であれば行政面においてもクラスター方式が当然妥当な線であろうかと、こういうふうには思っておりますが、私がお聞きをしたいのは、2学期制と3学期制における教育効果の相違点をまず質問をいたしたいと思っております。

それから、奨学金制度について、今まで奨学金を受けておいた奨学生は現行どおりとするということでございますが、新市になって財源的に奨学金をふやす考えがあるのか。その辺をお聞きをいたしたいと思っております。

それから、海外派遣の研修の件でございますが、それぞれの中学校でいろいろな場所、それから目的、それから父兄の負担金等々、異なるわけでございますが、これ等も大変な数になるわけでございますが、できることなれば広く浅くの考えで、私が考えを持っておるわけでございますが、多くの子供たちに参加をさせる意思があるかどうか、経費の問題もあろうかと思うわけでございますが、その3点を再質問させていただきます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。教育委員長。

教育委員長（白岩正信） 2学期制を実施しております。滝根町から2学期制について、今の質問についてお答えをしたいと思います。

2学期制について大越町と滝根町が実施をしております。滝根町は昨年完全実施と、試行ではなくて完全実施ということを打ち出して取り組んでまいりました。これについてはやはりメリット、デメリットがあると。メリットが多い方に今の教育改革の中では踏み出すべきではないかということから、町民の方、保護者、行政、議会の同意を得て実施に踏み切りました。いろいろとありますが、スタートしまして、私の方では2月9日に実践報告会というものを開きました。2年間実践をしてどのような教育効果を上げたかということをもっと町民に知らせなければならないということで、アンケートをとり、そして実践結果を報告したわけでありまして、それは田村郡の学校にも全部案内を出しました。残念ながら参加してくれなかったのは都路と常葉だけ。あとは60人から、田村郡の先生方も参加をして勉強をしていただいたと。そういう結果でありまして、なかなか常葉さんと都路さんには理解してもらっていないんじゃないかと思っておりますが、この結果、まず2学期制に踏み出した背景ですが、今言われております教育力の低下、これは授業時間が少なくなって学校で窮屈だということでありまして、そこで、2学期制で実行した場合、1年間に約40時間、時間を確保できております。それから学校の意識改革、これが第2番の目的だな

と。先生方の意識改革です。学校経営と言われております。この中で何もやらなければそれだけのものでもあります。そういう改革の中にやはりいい方が多いということであれば一歩踏み出すべきであるということでもあります。

それで何か変わったかと、特徴はということですが、まず、運動会を4月に実施する。これには理由がある。4月はがやがやしていて、子供たちがなかなか落ちつかない。4月に運動会があって、5月からは勉強だということでもあります。5月は落ちついてしまって運動会やるのにはもったいないと。まず、学力向上のためにスタートを早めようということで、これは学校から出ております。それから家庭訪問です。家庭訪問も5月にやっております。5月にやって、午後から授業をやらないで家庭訪問をやっていたと。生徒の実態もつかまないうちにやっても意味がないのではないかと。夏休みのときに家庭訪問をやっております。授業は全くつぶさない。それから、始業式、終業式、これも完全に5時間やっております。授業時間を大切にす、そういう学校の意識改革が2番目にあります。

それから、欠点を言われましたが、期間の区切りで大丈夫だということでもあります。これには全くそういう心配もありましたが、それを解消したと。それから通信せんの問題も、通信せんにかわる別な方法、もっと細かいような状態にして父兄にわかりやすく出してあります。何ら支障はなかった。苦情もなかった。最後にアンケートをとっております。アンケートで6割の保護者に理解をしていただいております。

1年間やった結果、どういう結果が出たということではありますが、今度の学力調査で滝根町は飛躍的に点数を伸ばしております。これは県内で上位の方に入っていると思っております。この結果、それと子供たちと先生たちの細かい話し合い、そういったものも時間内で、時間が確保できたためにできたということでもあります。我が市としては効果は顕著にあらわれているというような状態になっておりますので、それについても先ほど教育長が答弁したように、選択するのも自由にしたいということでもありますから、それぞれの学校の特徴がはっきり示しながら、今後賛同を得れば2学期制の方に進むでしょうし、しかし、いい方向にいと。堅調であるということだけは少ない時間の中で説明をしておきたいと思っております。

以上です。

議長（三瓶利野） 教育委員会教育次長。

教育次長（宗像泰司） 私の方から奨学資金の増額はあるのかどうかというおただしにお答えをいたしたいと思っております。

奨学資金については3月31日締め切りで、各家庭に回覧文書で現在申し込みの配布をしているところでございます。申し込み状況については現在まだございませんが、申し込み者の数等によってこれから教育委員会で判断をして増額等の検討があれば、それらに対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（三瓶利野） 大橋教育長。

教育長（大橋重信） 海外派遣の人数をふやすかというご質問であります。現在田村市、5町村の中でそれぞれ事業を実施しておりました事業をこれから内容的に精査をいたしまして、人数等につきましては予算の許される限り人数をふやし、海外派遣等を検討したいというふうにご考慮しております。

議長（三瓶利野） 白岩吉治君。

40番（白岩吉治） 教育委員長からは滝根で行われました教育懇談会におきまして常葉と都路が参加しなかったというようなご指摘に近い答弁がいただいたようでございます。意識がなかったのか、知識がなかったのか、その辺は全くわからないわけでございますが、ひとつ田村市は一つなはずでございますので、均衡ある教育を願うものであります。意識改革は当然それぞれが持つておろうかと思うわけでございますが、この2学期制、3学期制の学級選びにつきましては、各行政区には教育分室というものがございまして、これは公民館長が兼務しておろうかと思うわけでございます。教育委員会は一つでございます。選ぶ方法についてこれからどういうふうな考えを、PTAあるいはその地域に2学期制の理解をいただくのか、その方法論を再々質問させていただきまして、私の質問を終わります。

議長（三瓶利野） 大橋教育長。

教育長（大橋重信） ご質問にお答ひいたします。

2学期制、3学期制の導入につきましては教育分室では行いません。教育委員会でやるものとして考えておりますし、現場の2学期制、3学期制の導入につきましては、それぞれに現場の校長、教頭、教員の意見を十分に考えを聞き、そしてPTA、地域の方々の意見を十分拝聴しながらその導入の方向については検討していきたいというふうにご考慮しております。

40番（白岩吉治） 滝根町では1年目にして飛躍的にその教育効果が伸びたという実績があったように今報告を受けましたので、ひとつ田村市の教育委員会の方々の英知を結集をいたしまして、常葉の教養のレベルがアップできますようにご期待をいたしまして、質問

を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて40番白岩吉治君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は11時20分といたします。

午前 11時 10分 休議

午前 11時 21分 再開

議長（三瓶利野） 休議前に引き続き再開いたします。

次の質問者、49番村越崇行君の発言を許します。村越崇行君。

（49番 村越崇行議員 登壇）

49番（村越崇行） 49番村越崇行でございます。

通告によりまして3点について質問いたします。

まず1番目ですが、市民の声を反映させるための対策をとということで質問いたします。

政府主導の平成の大合併により、県内初の新しい市、11番目の田村市が3月1日に誕生いたしました。市民の皆さんは新しい田村市に対し大きな期待と不安を持っております。私は市民の立場に立った望ましい田村市ができるように、市民の真摯な声を聞き、その声にこたえるべく行政と議会が真剣に住民のために努力しなくてはならないと考えております。そこで、今後市民の声を市政に反映させるための対策を立てるべきと思います。例えば審議会や地区懇談会、市政への要望、アンケート等々を検討していくべきと思いますが、いかがお考えでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 49番村越議員の市民の声を反映させるための対策についてのご質問にお答えいたします。

住民の声を聞くという広聴活動は行政への多様な参加や活動を促進し、住民参加による行政運営と、その指針となる総合計画を初め各種の行政計画を策定する上で重要不可欠なものであります。昨日、17番新田議員の質問にもお答えいたしましたように、新市建設計画の変更や施行状況、基本構想の策定と変更等について幅広く地域住民の意向を反映させるために設置される地域審議会はこのような観点に立つものであり、行政区域の拡大により民意が届きにくくなるといった懸念を払拭するとともに、各地域の独自性を継続しつつ、新市全体の住民参加によるまちづくりを推進する役割を担うものであります。さらに、田

村地方5町村合併協議会におけるこれまでのすり合わせを踏まえ、新市の考え方や事業計画等をご理解いただくとともに、ご要望等を伺うための市政懇談会や市内の状況を直接見聞き市政に対する理解を深めていただくための市政バスの運行、各家庭のパソコンから市のホームページにいつでも自由なご意見をお寄せいただけるシステムなど、市政への関心や参加意識の高揚、相互理解に努めるほか、柔軟性のある市政運営と、そのための政策形成を目指し、アンケート調査も今後検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（三瓶利野） 村越崇行君。

49番（村越崇行） 次に、2番の総合病院の建設についてご質問いたします。

県立病院の問題について県立病院改革審議会は昨年12月に、また今年の3月7日に三春病院廃止の答申を出しております。この際、県立病院を新しい田村市に移転するよう働きかけるべきとおもいます。県立病院設立については今から40年以上前に船引にお話があったんですけども、三春に移行したというふうに聞いております。

三春病院の平成15年の6月18日の利用状況ですが、入院総数が63人、そのうち三春が31人で49%、三春以外は32人で51%、外来は総数が203人、三春が145人で72%、三春以外は58人で28%になっております。また、昨年平成16年の6月16日の利用状況については、入院総数が40名、三春が22人で55%、三春以外は18人で45%、外来総数は223人で、そのうち三春が150人で67%、三春以外は73人で33%となっております。

この廃止の問題につきまして、三春町は代表区長、議会、行政が一体となって病院存続のために県に働きかけております。しかしながら、三春以外の町村は全然動きがありません。聞いておりません。この田村市内からも三春病院がなくなったら困るという声があちこちからたくさん耳にいたします。三春町内のお医者さん全員から三春病院がなくなったら困る、どうしても存続させなければならないという意見があったやに聞いております。このことは田村市にも当てはまることだと思います。田村市内の患者も総合病院が存在することにより、救急車が郡山まで行かなくても済み、一刻を争う尊い命が救われることにもなります。また、市内の医院も県立病院と三春と同じように共存が図られることになると思います。昨年11月の審議会の答申では、三春病院を廃止すると有床病院がなくなり、あぶくま地域の医療を確保する上で医療機関は何らかの形で残すべきとし、あぶくま地域の医療のあり方の検討が必要であるというふうに答申されております。そこで、田村市内の病院、診療所のことも年頭に置きながら、田村市の総合病院の設立のためにどのような

方向で進めていくべきかを病院関係者も含めまして、総合病院設立のための検討委員会、これは仮称ですけれども、などを設置してはいかがでしょうか。市長職務執行者のお考えをお聞きいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 総合病院の建設について検討委員会（仮称）の設置についてのご質問にお答えいたします。

県立三春病院の存在は大変重要な位置を占め、今日まで田村地方地域の乳幼児から高齢者までの幅広い医療機関としての中心的な役割を果たしてまいりましたが、県立病院改革審議会の答申により三春病院を廃止することが提示されました。緊急を要する救急車による搬送には道路網が整備されてはいても田村市内からは60分を切る時間帯で搬送できますが、尊い命は時間との戦いであり、三春病院の整備に町村が連携し、多くの生命確保にぜひ整備計画を描いたという声も聞いております。これらを踏まえ、数年前に郡内町村議員研修会において、三春病院の必要性の研修を重ねた経緯があります。田村市といたしましても既存の小野町総合病院、滝根診療所、大越診療所、都路診療所、そして市内の開業医4医院を念頭におきまして、高規格の総合病院の設置は必要と理解できますが、早急な設置には相当の時間と労力、資金等が必要となりますことから、今後既存医療機関の広域ネットワーク化の促進、緊急医療体制の整備拡充を進めるとともに、新市建設計画の中の基本方針、健康づくりと福祉環境が充実したまちづくりにおいて総合的な医療機能を有する病院等の誘致等が計画されておりますので、市民のだれもが身近なところで安心して医療を受けることができる医療環境の整備に向け、福島県等との連携を図りながら検討委員会の立ち上げも選択肢の一つであると考えておりますので、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 村越崇行君。

49番（村越崇行） ただいま市長職務執行者の方から積極的な、前向きなご答弁をいただきました。さらに質問ですが、けさほどの民友新聞の社説欄に「県立病院統廃合、県がこたえるべき二つの問い」という題で病院の問題が出ております。その中でうたっているのが、住民の医療の確保、それから保障、例えば田村市内の住民の人たちのための医療の確保、保障をどういうふう考えているのか。それから、廃止の場合には看護師や医師というふうな医療関係の職員の人たちの雇用問題も出てくるわけでございます。こういうふうなことからも考えますと、三春だけの問題ではなくて、やはり田村郡全体の、今執行者が

おっしゃられましたように、小野病院、各診療所も含めた総合的な判断というものが必要だと思えますし、それこそ検討委員会なるものを立ち上げていきたいというふうなご答弁でしたので、今後三春町とも話ししながら、田村市としてどういうふうにしていったらいいのかということも検討課題にしながら、すぐさあというふうなことにはならないと思えますけれども、住民からしますと、緊急な問題でもあるわけです。だから、そういう面でこの内容については十分検討していただきたいと思えます。

なお、田村郡内に三春病院に働いている職員がたくさんおりますし、常葉町にもおるやに聞いております。そういうふうな人たちの立場にも立った今後のあり方、ありましたら答弁をお願いします。

議長（三瓶利野） 博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 再質問にお答えいたします。

医療機関の設置については新生田村市の政策的な最も重要な課題であると認識しております。新市建設計画にありますように、健康づくりと福祉環境が充実したまちづくりの中で、医療提供体制の充実がうたわれておりますし、県のサポート、合併市町村に対するサポート、この中にも医療提供体制の充実も述べられております。そうしたことから、県立三春病院の廃止ということをもう一度あわせまして、やはり市の独自の医療体制、県立病院の廃止はそれはそれで別で、新市としてのやはり医療機関の誘致体制の充実については真剣に取り組んでいくべきものと私は認識をしております。

以上であります。

議長（三瓶利野） 村越崇行君。

49番（村越崇行） 大変前向きのご答弁、ありがとうございます。

次に、3番目の田村市内の文化遺産の保存について質問申し上げます。

郡山地方広域市町村圏組合発行の『コロンブス』という雑誌が出ているんですが、2004の18には田村市内の魅力がたくさん出ております。その中には滝根の「入水鍾乳洞」、常葉の「檜山高原」、都路の「行司ヶ滝」、船引の「嘉相滝」、大越の「鬼五郎溪谷」などの風景写真があります。また19には船引の「片曾根山森林公園遊歩道」、都路の「五十人山」、常葉の「鎌倉岳」、大越の「大滝根山」、滝根の「星の村天文台」が出ております。さらに20には一番目の雑誌、名木の欄に常葉の「お伊勢様の鑑摺石桜」があり、歴史文化の欄には船引の「佐久間庸軒の書齋」などが出ており、私は田村市内の文化遺産、名木、名所、天然記念物などを市民から選択していただいて市の観光資源として広く宣伝

するべきと考えております。その中で今保存しておきたいというふうを考えている場所を述べておきます。船引は移地区の郵便局、あとその北の方に残りました旅館群、町並みですね。それから七郷地区の古い方の建物の郵便局、これは移の郵便局と形も外観もそっくり似ております。それから大越の元教育委員会跡の大越娯楽場の建物があります。この大越娯楽場は昔の、出来たのがいつかはちょっと調べていませんけれども、私が小さいときに瀬川の郵便局のわきにあった劇場のつくりこそっくりなのでございます。『千と千尋』なんていう映画も最近出ましたけれども、あれを連想させるような場面もありますし、廻り廊下とかそういうものを非常に貴重な建物じゃないかというふうと考えております。また、埋蔵文化財の保存も大切だと思います。船引町の場合は、前田遺跡など多くの記録が残されております。常葉の場合ですけれども、久保の宮ノ前遺跡、西美田遺跡、関本城跡遺跡、殿上牧場遺跡、それから大越と常葉にまたがる早稲川の江ノ上遺跡などがあり、これらは道路拡張や農業改善事業で消失しつつあり、これからさらに調査し資料を残すことが大切だと思います。その他の旧町村の地域にもまだまだ文化財として残したい遺産などがあるはずでございます。外国では文化遺産が大切にされ、数百年前の文化遺産が数多く残され、観光資源として生かされております。この田村市内での残したいものを各地区で選択して市の文化遺産として観光に役立ててはいかがでしょうか。当局の考えをお聞きます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 田村市内の観光調査と活用についてのご質問にお答えいたします。

お話のように、本市には先人が残した価値のある文化遺産や自然が生み出した天然記念物等が散在し、同時にそれらが観光資源としても大きな役割を果たしております。船引町移地区の旅館や郵便局舎、元七郷郵便局舎、大越町娯楽場などは明治から昭和にかけて建設されたもので、外装もほぼ当時の原型が保たれており往時の建築様式を伝える貴重な建造物であると思います。このほかにも文化遺産に匹敵する建造物などを地区の選択により観光に役立てるご提案の持つ意義は少なくありません。が、選択に当たってはそれぞれの明確な歴史的、文化的価値や学識的な検証と、その後の文化財の指定や維持管理に要する費用負担の整理など、所要の手續が求められてまいります。残したいもの、保存したいものなどに関する市民のご意見を大切に受けとめるためにもこのようなプロセスを市の文化財保護審議会や関係団体等でご議論をいただきたいと考えております。

議長（三瓶利野） 村越崇行君。

49番（村越崇行） 今ご答弁いただきましたけれども、前向きのご答弁というふうを受けとめて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これにて49番村越崇行君の質問を終結します。

昼食休憩のため休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時46分 休議

午後 1時00分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

22番石井俊一君、65番松崎 功君は、本日午後欠席する旨の届け出をしておりますので、報告いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次の質問者、57番照山成信君の発言を許します。照山成信君。

（57番 照山成信議員 登壇）

57番（照山成信） 57番照山成信、通告によります一般質問を通告の順序により行います。

このたびの田村市の誕生は広く福島県民各位に期待とやればできるという自信を与えることとなったものと考えます。また合併関係町村では合併反対の声が小さくなり、子供たちの声が大きく聞こえる市になってほしい、活力が目に見える活気あふれる市になることを期待するなど、田村市の将来に大きく期待する明るく生き生きとした声に満ちあふれている新生田村市の誕生となったのは喜ばしい限りであります。郡内に二つ残った町民の方々からは「うらやましい、今からでもいいから合併に加えてほしい」などとの声が多く聞かれます。このように多くの方々から期待された合併ではありますが、私が今もって納得しがたく、市長職務執行者のあなたにしか答えることができない事項について質問をいたします。あらかじめお断り申し上げます。答弁は具体的に簡潔にお願いを申し上げます。

まず最初に、田村市議会議員報酬についてお伺いをいたします。

調査研究、政策提言は議員に課せられた義務だと考えております。合併に関する特例法に基づき、在任する議員に支給されます報酬にあってはならない格差があります。このような格差がなぜできたのかを調査すべく合併協議会事務局に対し特別職報酬等審議会議事録の閲覧を請求をいたしました。請求をいたしましたところ、拒否されました。結果、調

査をすることができませんので、この場であなたに直接質問することになったわけでございます。このたびの合併協議会は対等、平等、議事公開を基本に進められたものと理解しておりますが、議員報酬の決定協議ではいずれも守られませんでした。なぜ、このようなことになったのかについて以下の質問にご回答をいただきます。

一つ目は、なぜ本件について議事公開の基本が守られず、秘密にする必要があるのかについてお答えをいただきます。

2点目は、個々の議員に課せられている権利と義務が平等に保障されているのであれば、その報酬も平等であるべきと考えますが、どのような理由で格差をつけなければならなかったのか、その理由を明らかにしていただきます。

3点目、すべての協議事項は関係者全員の了解のもとに進められましたが、本件だけは3分の1の反対があったにもかかわらず、なぜ強行起立採決をしなければならなかったのか、その理由を明らかにしていただきます。

4点目、わかりやすいお話を申し上げます。特例により在任する私たちの議員に課せられている任務は、新市の隅々まで対話、調査研究、政策提案の対象となっていることだと考えますとき、2月1日現在の数字で申し上げます。3,131人の方々を対象としてその議員活動の任務を果たしてまいりました議員が新市4万3,836人を対象とすることになります。実にその質量は14倍であります。2万3,387人を対象としておりました議員の場合は1.8倍でありますから、その質量は2倍になりません。結果として、その質量が14倍にもなる議員の報酬が一番安く、その質量が2倍にもならない方の報酬が一番高いということは公序良俗に反するばかりでなく、法律にも違反しておりますことはご存じでしょうか。

ちなみに、このような事態を考慮し、国の最高法規の憲法に明記されておりますことを改めて申し上げます。

日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我々の安全と生存を保障しようとして決定したという前置きがありまして、その14条法もとの平等で改めてこのようになっておる。「すべて国民は法のもとに平等である。人種、信条、性別、社会的部門または門地により……」ここのところが大事なんですよ、職務執行者さん。「政治的、経済的または社会的関係において差別されることは一切ない」。このようになっています。さらにその第10章最高法規規定というところで憲法の最高法規規定が規定されております。第98条です。この憲法は国の最高の法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅、及び国務

に関するその他の法の全部又はその一部は直ちに効力を失うと書いてあります。この憲法の精神に基づいてつくられた条例とは到底考えにくいところでございます。

さらに憲法尊重擁護の義務が課せられております。第99条です。「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う」このフロアにいるこの議会もすべての人々にこの擁護義務が課せられているものと理解するのが正しいかと私は考えています。

以上申し上げましたこれらの条理をどのように理解され、この議員報酬の決定に際して考慮し、生かされたのかについてご回答いただきます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 57番照山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、なぜすべての議事が公開できないかとの質問であります。先ほど54番半谷理孝議員の議員報酬についてのご質問でもお答え申し上げましたとおり、平成16年7月2日開催の第14回田村地方5町村合併協議会において、田村地方5町村合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規定を定め、審議会設置を決定いたしました。平成16年7月16日に審議会を開催いたしまして、特別職の報酬等について諮問をいたし、答申をいただいた経緯がございます。その審議の過程につきましては、審議会設置規定の第8条で、審議会委員に守秘義務を課しており、職を退いた後も同様の取り扱いとしております。これは審議会の性格上、審議会での委員の発言内容等を含めて、会議の内容を公表することは委員会の中で議論の中で、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるためであり、審議会の議事録につきましても非公開の取り扱いとさせていただいたところであります。

次に、最も対等と平等が保障されるべき議会の中に、なぜ不平等な格差が持ち込まれなければならないのかのご質問にお答えします。

同じく54番半谷理孝議員の議員報酬についてのご質問にお答え申し上げましたように、新市特別職報酬等審議会に第4回田村地方5町村合併協議会の特別職の身分の取り扱いの中の市議会議員の報酬の額については同規模の自治体の例をもって調整する。ただし、在任特例の適用を受ける場合は特例期間は現行報酬をもとに調整すると確認されておりますことを前提として白紙諮問をいたしたところであります。その結果、在任特例期間につきましては、議長34万7,000円、副議長28万8,000円、議員の報酬につきましては合併前のそれぞれの町村の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の例によるとの答申がありましたので、審議会の答申を最大尊重しなければならないこととあります。ご承

知のように、3月8日第1回臨時会第2日目の中で、3月1日専決処分したことのその承認を賜ったところであります。

次に、すべての協議事項は関係者全員の了解のもと進められたのに、本件だけは3分の1の反対があったにもかかわらず、なぜ起立採決になったかとのご質問にお答えいたします。

田村地方5町村合併協議会ホームページ上でも公開をしておりますが、会議録の中にもありますように、複数の議員により継続審査のご提案がありましたが、かかる案件については、先ほど申し上げましたように、新市特別職報酬等審議会という第三者機関が答申したものであり、最大尊重しなければならないことから採決したものであります。

次に、3,131人のための調査、研究、政策提案されてきた議員が田村市4万3,836人の方々のために活動することとなると質量が14倍になるとのご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、新市特別職報酬等審議会という第三者機関からの答申を踏まえて決定いたしましたものであります。

次に、憲法第14条、同98条、同99条をどのように理解されておられるのか。またその考えを本件にどのように生かされておりますかとの質問にお答えします。

憲法第14条は法の下での平等であり、同98条は憲法は国の最高法規であって、その条規に反するものはその効力を有しない。また同99条は、公務員はこの憲法を遵守し擁護するものと指示されております。私は公務員であります。当然日本国憲法を遵守し擁護することを誓っているわけでありますから、業務を遂行する上で最高の規範としていくべきものであります。そのように認識をしております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） どうしてそのような答えになるのか、私はちょっと理解に苦しむんですが、改めて違う角度から質問をします。

職務執行者は再三にわたって、審議会のやったことだから私は関係ないんだというような言い方になっているように私には聞こえますけれども、審議会の規約の中にその6条会長が必要と認めるときは議事に関係のあるものを議会に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。このように規定してあるんですよ。ところが、議員の身分のことにに関して、各町村の議長さん方で結構でしょう、また議運の委員長でも結構でしょう、そういう直接その任に当たる人たちの意見を聴いてこのようになったという形跡は全く見当たらない。そういうふうな意味で私はどうしてもこの審議会の議事がどのように進められて

このような結果に至ったのかについて承知をする、議員として調査をするという、そういうふうな責任があって質問をしているわけですから、明快に答えていただきます。

具体的に質問しますね。

1点、市町村合併特例法の中に、議員報酬に格差をつけていいという文言がどこかに見当たりますか。これが一つ。見当たらなければ見当たらない。全くそんなことはありません。こんなふうに明快に答えていただきます。

それから、現在の議員報酬のあり方は議員の調査研究など活動費も含むものと理解するのが正しいわけでありますので、その報酬の格差は即これら活動内容に大きな制約ができるものと考えます。おわかりの点言っていただけますよね。各議員報酬の格差とそれがもたらすであろう議員活動にどのような影響があるのか、その見解を明らかにしてもらいます。明らかにするに先立ちまして、議員格差の実態をはっきり数字であらわしていただきたい。そして在任特例期間中にどれだけの格差が生じるのかについてもここで明らかにしていただきます。

それから、これは議長にお願いをしたいことになるのかと、こんなふうに思っておるんですが、それは、審議会の議事録が公開できない以上、私の調査権に基づいて、だれがどんなふうにしゃべったのかということは必要ではないので、どういう経緯をたどってこうなったのかという審議会の内容を知りたいということでございますから、合併協議会の基本的合意は対等、平等、議事公開であり、さらに議員に広く認められております調査権を侵してまで公開ができない理由は私には考えられない。それからもう一点は、私が知りたいのは議員にその権利と義務が対等、平等に保障されるのであればその報酬も同じでなければならないと考えるからでありまして、これに基づきまして次の行動に影響が出ますので、私の次の行動がどんなふうにしていいかわかりませんから、どうしても審議会の審議内容について明らかにしていただきたい。本議会には理事会がございませんので、これ議運を開催して、議運の中で私の要望をしかるべく取り計らっていただけるものと議長にお願いをして、その後の私の発言は留保させていただきたい。こういうふうなことで、議長、この辺お取り計らいをお願いします。

議長（三瓶利野） どうしますか、最初に当局の答弁を求めてからにしますか。2件、あったようですが、議長に対する要望と、それから通常の再質問と、それから議長に対する要望とがありました。

それでは、最初に再質問に対する当局の答弁を求めます。（「それでは、議長の議事采

配に従います」の声あり)

それでは、最初に当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 再質問にお答えします。

残念ながら、照山議員さんとの見解の相違が明らかになりました。私は議員の報酬等については5町村の法定の合併協議会で議決を得たものであり、また、その中でご承知のように、白紙諮問をいたしまして、第三者機関である審議会にその答申をいただいて、そしてその決議を尊重したということでもありますから、何ら問題はないように私は認識しております。もう一度、申し上げますが、平成15年の9月1日、第4回の法定の協議会で報酬等に対して基本的な方針が確認されて議決されたということ。次に、平成16年7月2日の第14回の法定協議会で報酬等の審議会が設置されたこと。7月16日の審議会で審議され答申を得たこと。そして8月9日、第15回の法定協議会でその答申に基づいて協議がなされ、議決を得たこと。このようなプロセスがございます。間違った手順を踏んでいると、私はそのように考えておりません。

議長（三瓶利野） それからもう1点であります。議長に対して議運開催についての要望がございましたけれども、小職といたしましてもこの一般質問としてこうしたことはなじむのかどうか、はっきり申し上げられませんので、暫時休議をさせていただきます。

午後1時24分 休議

午後1時41分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

まず初めに、先ほど照山成信議員より議長に対して要望がありました。議会運営委員会の開催につきましては、議長裁量によりその必要なしと判断いたしましたので、開催いたさないことといたします。

次に、照山議員から再質問でありました特別職等の報酬等に関する審議会に関係して非公開の問題、それから守秘義務等の問題につきまして、改めて当局の答弁を求めたいと思っておりますので、お願いいたします。

当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

新市特別職報酬等審議会の議事録等の非公開については審議会の性格上、審議会での委員の発言内容等を含めて、会議内容を公表することは審議会の公正を損なうことでありま

して、議事録等についても非公開の取り扱いとさせたことをご理解をいただきたいと思
います。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、文言整理をして、要するに再々質問。

一つは、議長さんの議事さばきに協力すると約束しましたから、そのさばき方自身には
意見を申し上げません。ただ、議長の胸のなかにちゃんとしまっておいてほしいことは、
本議会には理事会がございませんから、要するに職務執行者が答弁をしないということ
を議会として見過ごすわけにはいかないんです。この種の案件が発生した場合には理事
会がない以上、議運でちゃんとした整理をして発言者にその旨を伝えるという義務が議
会としてあると、こんなふうに理解しますので正規な手続をするようお願いをいたした
いと思
います。

それから、職務執行者に、これもまた一つのお願いになるかと思
いますけれども、合併
協議会の基本的スタンス、要するに対等、平等、議事公開の原則、それから議員の調査
権、これにもまして、秘密にしなければならない事項というのはよっぽどのことしか考
えられないんですね。ですから、私の議員としての考え方からすれば、決して認めるわけ
にはいかないことですが、どうしてもお話しにならないというのであれば、これ以上
どうしようもないので、以後かかることのないように、要するに議会軽視に当たらない
ような工夫や問題の整理をするように後任者にもこの議会でそういうふうな話があった
ということをお伝えいただきたい、こんなふうに思います。

それから、幹部職員の皆さんも、要するに職務執行者が立ち往生することのないように
しっかりサポートして議会の要請に答えていただきたい。こんなふうに思いますから、こ
の点も含めてお願いします。

それでは、再々質問に入ります。

これは私が言っていることではないんですから、しっかりと答えてください。議事録に
書いてあることを言うんですからね、合併協議会の。この議事録の中には、議員歳費の問
題を扱ったところで、こんなふうに言っているんですね。「船引の議員さんの報酬を下
げるということも一つの方法だが、そういうことはやはり差し控えたい」と、だから、「よ
って、その低い方の人には我慢してもらいたい」こういうことがちゃんと議事録に載っ
ているんです。

そこでお尋ねを申し上げます。この議事録の結果に基づいて結論が出たわけですから、

このような聞き方になります。議事録を拝見する限り、一部議員に我慢してもらおうという考え方で決められたように私には理解ができます。合併協議会の会長でございました職務執行者のあなたにはっきりとご返事をいただきたいと思います。新生田村市の議会は一部の議員の方々の我慢の上に成り立っている議会であるということをお認めになっていただけますか。これが一つです。

それからもう一つ、現時点に至って、これは大変なことが出てきている。だから、改めて、このところは再考する、考えてみたいというお考えがあればこの場でそのご決意を伺いたいと思います。

3点目です。専決処分になったこの議案に対する条例を専門家並びに行政の相談をつかさどっている役所の方々と検査・点検しましたならば「、この条例では特定の議員に対する報酬を明確に規定されていないので執行することが不可能なのではないですか。ただし、そういうふうになったのだから、みんなわかっているんだから構わないでだれからも文句が出なければこの条例でもいいでしょう」と。こういうふうな話を実はいただきました。

そこでお伺いします。この条例で執行できるとお考えですか。執行できるというふうに考えたその根拠が今は条例として存在しない旧町村の条例の文言をして執行しようとするこの事態についてご説明をいただきます。

以上、3点、再質問します。わかりやすい回答を……。

議長（三瓶利野） 博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

まず初めに、この議会議員の報酬等について私は4万5,000の市民の皆さんから1件の苦情もありません。むしろ立派な決め方であった、あるいは住民感情に沿った共感を得る決定だったと、そのような評価を得ていることを答弁とさせていただきます。（「答弁はちゃんと質問者の意に沿ったように返してもらわなければ、何を言っているのだから、全然……。詭弁です」の声あり）

議長（三瓶利野） 当局に申し上げますけれども、ただいま3点について再々質問がなされております。これについて答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

総合的、広角的に考えた末の答弁であることをお認めいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 暫時休議します。

午後1時51分 休議

午後 1 時 5 2 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

議事録の中で船引町議員云々については、そういうことで決定したというつもりはありません。

2 点目の議員の報酬等について再考する考えはあるかというお話ではありますが、それはありません。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 3 点目の条例につきましてご説明をさせていただきます。

私ども、条例の改正に当たりましては、準備班の中で検討をいたしまして、行政は旧町村がなくなってもそれらの継続性ということからそのような判断をしてそのような条例改正案にしたということで、現時点ではそのような形でいいというふうに考えております。

なお、改めて確認はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57 番（照山成信） これは議長にお願いでございます。

一つは、正しく具体的に聞いているんですから、その答弁が具体的に返っていない場合には注意してください。

答弁漏れが二つございます。一つは、要するに議員歳費の格差問題。いわゆる在任特例期間中にどれぐらいの格差になるのかと。推計で結構ですから、明らかにしてほしいというふうな話もしていますから、その回答が返ってきていません。

それから、要するに一部議員の方々の我慢の上に成り立っているというふうなことをお認めになっていただけますかという質問をしているわけですから、これはそのとおりで上がっているんですから、認めてもらうしかない。我慢してもらっているんだということ返事が返ってくれば私はそれでいいんだと思うんです。これは議長さんをお願いしますからね。よろしく。

議長（三瓶利野） それでは、実は再々質問が既に終わっておりますが、答弁漏れがあるとのことでありますので、ここで議長より当局に答弁をお願いしたいと思いますが、一部

議員の我慢の上で成り立っているというのかどうかということについて当局の答弁をお願いいたします。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

議員の報酬等については我慢しているとか得をしていると、そういう感じではないのでありますから、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 議員の報酬の金額についてお答えをさせていただきます。

早急にちょっと計算をいたしましたので、概算でお話をさせていただきたいと思います。船引町の議員報酬26万 6,000円、都路村の議員報酬が20万 5,000円ですから、その差額を在任特例期間14カ月で計算をいたしますと、85万 4,000円の差があるということでございます。例えば一番高い金額に合わせた場合にどうなるのかというような計算でございますが、およそ 4,000万円弱の予算増になるというような状況でございます。

議長（三瓶利野） これで再々質問を終わります。

ここで暫時休議します。

再開は 2 時10分といたします。

午後 1 時 5 8 分 休議

午後 2 時 0 9 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き、照山成信君の一般質問を続けます。照山成信君。

57番（照山成信） それでは、2 点目の質問を申し上げます。

田村広域行政組合が建設を進めております一般廃棄物最終処分場建設についてお伺いをいたします。

本施設は、法律は一般廃棄物最終処分場の使用年限を最大15年としております。現在田村広域行政組合が10年計画で進めておりますが、同じ投資をして 5 年も短い計画になっているのは理解しがたく、その理由はどのようなものか伺います。郡民の大切なお金でつくるものですから、広く郡民各位に理解していただける計画とすべきだと考えますし、処分対象物も取り扱いが大きく変わっておりますので、計画の見直しは必至だと考えますが、納得できる回答をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 田村広域行政組合が建設を進めております一般廃棄物最終処分場建設についてのご質問にお答えいたします。

おただしの最終処分場埋め立て期間については特に法的な定めはなく、廃棄物最終処分場性能指針により埋め立て処分容量については15年程度とされておりますが、処分場の面積、埋め立て容量に応じ計画をすることになっており、埋め立て期間の決定に当たっては、周辺環境との調和や近隣住民の信頼を得ることが重要なことから、土地所有者や周辺住民の意向を踏まえつつ、焼却場や最終処分場施設の相互分担化や埋め立て量の推計をもとに平成15年2月の田村広域行政組合の理事会において期間を10年間と決定したところであります。また、基本計画については見直しを行い、田村西部環境センターから排出される溶融スラブは埋め立てをせず有効利用を図る計画となったことから、埋め立て量で8,070立法メートル減の1万1,230立法メートルに、埋め立て面積で510平方メートル減の2,490平方メートルの変更となりました。最終処分場の有効な利用方法については今後田村地方1市2町による協議の中で検討してまいらなければならないと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） 再質問をいたします。

一つは、10年にした経過のときに、私は田村広域行政組合の議員でございましたから、その議会の中での説明によりますと、迷惑施設だから各町村持ち回りで10年でというふうなことで納得していただきたいと、そういうふうな話でこの10年というのは決まっているんですよ。ところが、今度は町村合併でこれほど多くの町村が一緒になったのですから、各町村持ち回りでということは考える必要はなくなったわけで、基本的にやはり田村市が中心になって、最終処分場問題もリードしなければならない立場にあるわけですから、そういうふうな過去の町村合併がまだ進んでいなかった時代に決めたことを見直してほしいという立場での意見でございますから、これはぜひとも見直していただきたいということが1件です。それから、多額の金を使いますから、それを5年短くして、二次処理は5年も10年も20年も続けていかななくてはならないわけですから、そういうふうな効率の悪い投資の仕方でない計画を立ててほしいという意味でございます。

それから、あと1点は完全クローズドシステム、ということで計画されているんだろうと思いますけれども、うすいの排水溝が今できているように私としては見受けているところでございます。そのうすい対策がどういうふうになっているのか。特に廃棄物、廃棄物の処分を運搬する車両等の洗車などによって高濃度のダキオキシンなんか地域に飛散

するという危険性が非常にありますので、洗車場の管理、洗車に使った水の管理、そういうふうなものはどういうふうになっているのか。私は合併前の船引町の議会で、要するに公共下水道、流域下水道に接続して二重の安全管理をすべきだと。川下には船引町の水道取水口がある。ですから十分な配慮をしていただきたいとこんなふうによ要請をした記憶がございます、このこともあわせて職務執行者にお尋ねをします。ですから、安全管理の問題について、ご回答をいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 最終処分場の持ち回りの協議については今後、先ほど申し上げましたように、1市2町の中で協議を進めていきたいと、そういうふうになっております。最初の決めたとおりじゃなくて、やはり時代の変化あるいは事業のタイプもさまざまな状況変化に対応した、そういうことで進めてまいりたいと思います。

あとの件については担当者よりお答えします。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまの件でございますが、うすいに対するクローズシステムに対応できる、それに対するうすいの件ということでございます。それからそれに対する運搬車の洗車の排水についてはどうなのかということでございますが、洗車した水は再度貯留槽にためまして、それをまた再生し、再度利用しながら放流はしないという対応をとるということでございます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） 以上で私の質問を終わるわけですが、最後に1点要望を申し上げておきます。

くれぐれも船引町水道の取水口の上につくられる施設であるという考え方を捨てないで、うすいといえども、あそこに保管搬入をする物質というのは要するにひばいでございますから、最も強烈な毒性を持っている物質であるという認識に立って、その安全管理に努めてほしい。うすいといえども場外に放出することが全くないように、流域下水道につながれば二重の安全装置が働きますから、決して、施設からうすいといえども出さない工夫をきちっとしていただきたいというふうにご要望申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（三瓶利野） これにて57番照山成信君の質問を終結します。

議長（三瓶利野） これをもちまして、通告による一般質問は全部終了しました。

これにて散会いたします。

午後 2 時 1 9 分 散会